



広報

よいた

2月 No.296

(平成3年2月10日)



鬼は外・福は内

泣き虫鬼に怒り鬼、
いじわる鬼はとんでゆけ！
2月2日、与板幼稚園で威勢よく豆まきが
行われました。

▶今月のページ◀

所得税等の確定申告は
3月15日まで

2~4

まちの話題

6~7

お知らせ 10~11

広報

かいた

1991 No.296
2月号

■発行／与板町(代表者 与板町長 平澤基九郎) ■電話 (0258) 72-3100

編集／与板町広報編集委員会

男	3,658人 (±0人)	町の面積	20.05平方キロメル
女	3,820人 (±0人)		
計	7,478人 (±0人)		
世帯数	1,803戸 (±0戸)		
出生	5人	死亡	8人
転入	7人	転出	4人
		(1月31日現在)	
人口のうごき			



▼平成二年分の所得等の確定申告が二月十六日から始まります。期限間近になりますと大変混雑しますので、できるだけ早めにお済ませ下さい。

▼雪の少ないおだやかな日が続いている。これからの雪の状態が心配ですが、今年も何とか雪下ろしをしないでませたいものです。

▼もうすぐ平成三年度が始まります。皆さんのおアイデアをお待ちしています。



編集室



森の女

（与板町版画クラブ）

碓水金三郎



山岸健人くん

《中町》 山岸和久さんの長男

わいわい
わが家の
じゆ

ぼく、けんとです。1月に1歳になったばかりだけど、すごくおっさくておばあちゃんに「おもたいおもたい！」って言われてるんだ。

愛用のカタカタで毎日あんよのけいこをしたから、やっと少し歩けるようになったんだよ

春になったら、おくつをはいておんもへ行くんだもん。

町であったら「けんとく～ん」って呼んでね。

おっさな声でおへんじするから……「お～っ」ってね。

*わたしたちの
版画*

今年も所得税・町県民税などの申告受付・相談が2月16日からはじめます。

申告期限は3月15日までです。期間中に必ず申告をしてください。

申告の相談を左記の日程表のとおり実施しますので、申告日程等をお確かめになり、申告に必要な書類と印鑑をご持参のうえ会場へおいでください。

尚、期間中（2月16日～3月15日・午前9時～午後4時）各地区において「納税相談」を実施していますが、混雑が予想されますので相談を予定されている方は、与板町の指定日（3月4日・月）にできるだけお願ひいたします。

申告期間は2月16日から3月15日までです

税の申告・納付はお早めに！



所得税・消費税の

確定申告と納税は
正しくお早めに！

所得税の確定申告は、2月16日から3月15日までですが、税務署は大変混雑し、長時間お待ちいただくうえ、落ち着いて相談ができるなかつたりしますので、できるだけ早くお済ませください。

正しい申告を

所得税は、自分の所得の状況を最もよく知っている皆様自身が税法に従つて自分の所得に対しての税額を正しく計算して申告、納税する「申告納税制度」を採用しています。

確定申告をしなければならない方が申告をしなかつたり、誤った申告をしたりしますと後で不足の税金を納めるだけでなく、不足税額の15%または10%の加算税が課され、更に延滞税

も納めなければならないことがあります。

申告書を自分で書くときは

申告書を書くときは、「所得の確定申告の手引き」や「申告書の書きかた」に示されている番号順に記入していくと、所得や税額の計算が簡単にできるようになっています。

確定申告の期間中は、税務署のほかに与板町役場でも相談に応じています。

消費税の確定申告をお忘れなく

個人事業者の方の消費税の確定申告は、1月1日から4月1日までとなっています。

消費税の課税事業者に該当する方は、できるだけお早めにお済ませください。

入・年金収入などがある方で平成2年中の所得金額の合計額が、基礎控除・配偶者控除・扶養控除等の所得控除の合計額を越える場合など。

★サラリーマンの場合 ★

①給与の年収が1500万円を越える場合。

②給与所得や退職所得以外の所得金額の合計額が20万円を越える場合。

③給与を2ヶ所以上からもらっている場合など。

事業をしている方や不動産収しなければならない方

事業をしている方や不動産収

平成2年分の贈与税の申告は、2月1日から3月15日までです。
贈与税は、個人からもらった現金・預貯金・有価証券・土地・家屋・事業用資産・貴金属・宝石・美術品などの合計額が、60万円を越えた部分についてかかります。

なお、夫婦の間で居住用不動産などの贈与があったときは、一定の要件を満たせば基礎控除60万円のほかに、配偶者控除として最高2000万円までが課税価格から差し引かれます。

この贈与税控除は、原則として一生に一度しか受け取ることできません。贈与税の納期限は申告期限と同じ3月15日です。

ただし、贈与税額が10万円を超えて一時に納付できなきときは、担保を提供して5年内の年賦延納で納める制度があります。

贈与を受けた財産の評価方法や贈与税の計算などで分からぬ点がありましたら、気軽に最寄りの税務相談室・税務署へお尋ねください。

贈与税の申告と納税

は、2月1日から3月15日までです。

贈与税は、個人からもらった現金・預貯金・有価証券・土地・家屋・事業用資産・貴金属・宝石・美術品などの合計額が、60万円を越えた部分についてかかります。

なお、夫婦の間で居住用不動産などの贈与があったときは、一定の要件を満たせば基礎控除60万円のほかに、配偶者控除として最高2000万円までが課税価格から差し引かれます。

この贈与税控除は、原則とし

て一生に一度しか受け取ることができません。

贈与税の納期限は申告期限と

同じ3月15日です。

ただし、贈与税額が10万円を超えて一時に納付できなきときは、担保を提供して5年内の年賦延納で納める制度があります。

贈与を受けた財産の評価方法や贈与税の計算などで分からぬ点がありましたら、気軽に最寄りの税務相談室・税務署へお尋ねください。

贈与税の申告と納税

は、2月1日から3月15日までです。

贈与税は、個人からもらった現金・預貯金・有価証券・土地・家屋・事業用資産・貴金属・宝石・美術品などの合計額が、60万円を越えた部分についてかかります。

なお、夫婦の間で居住用不動産などの贈与があったときは、一定の要件を満たせば基礎控除60万円のほかに、配偶者控除として最高2000万円までが課税価格から差し引かれます。

この贈与税控除は、原則とし

て一生に一度しか受け取ることができません。

贈与税の納期限は申告期限と

同じ3月15日です。

ただし、贈与税額が10万円を超えて一時に納付できなきときは、担保を提供して5年内の年賦延納で納める制度があります。

贈与を受けた財産の評価方法や贈与税の計算などで分からぬ点がありましたら、気軽に最寄りの税務相談室・税務署へお尋ねください。

贈与税の申告と納税

は、2月1日から3月15日までです。

贈与税は、個人からもらった現金・預貯金・有価証券・土地・家屋・事業用資産・貴金属・宝石・美術品などの合計額が、60万円を越えた部分についてかかります。

なお、夫婦の間で居住用不動産などの贈与があったときは、一定の要件を満たせば基礎控除60万円のほかに、配偶者控除として最高2000万円までが課税価格から差し引かれます。

この贈与税控除は、原則とし

て一生に一度しか受け取ることができません。

贈与税の納期限は申告期限と

同じ3月15日です。

ただし、贈与税額が10万円を超えて一時に納付できなきときは、担保を提供して5年内の年賦延納で納める制度があります。

贈与を受けた財産の評価方法や贈与税の計算などで分からぬ点がありましたら、気軽に最寄りの税務相談室・税務署へお尋ねください。

贈与税の申告と納税

は、2月1日から3月15日までです。

贈与税は、個人からもらった現金・預貯金・有価証券・土地・家屋・事業用資産・貴金属・宝石・美術品などの合計額が、60万円を越えた部分についてかかります。

なお、夫婦の間で居住用不動産などの贈与があったときは、一定の要件を満たせば基礎控除60万円のほかに、配偶者控除として最高2000万円までが課税価格から差し引かれます。

この贈与税控除は、原則とし

て一生に一度しか受け取ることができません。

贈与税の納期限は申告期限と

同じ3月15日です。

ただし、贈与税額が10万円を超えて一時に納付できなきときは、担保を提供して5年内の年賦延納で納める制度があります。

贈与を受けた財産の評価方法や贈与税の計算などで分からぬ点がありましたら、気軽に最寄りの税務相談室・税務署へお尋ねください。

贈与税の申告と納税

は、2月1日から3月15日までです。

贈与税は、個人からもらった現金・預貯金・有価証券・土地・家屋・事業用資産・貴金属・宝石・美術品などの合計額が、60万円を越えた部分についてかかります。

なお、夫婦の間で居住用不動産などの贈与があったときは、一定の要件を満たせば基礎控除60万円のほかに、配偶者控除として最高2000万円までが課税価格から差し引かれます。

この贈与税控除は、原則とし

て一生に一度しか受け取ることができません。

贈与税の納期限は申告期限と

同じ3月15日です。

ただし、贈与税額が10万円を超えて一時に納付できなきときは、担保を提供して5年内の年賦延納で納める制度があります。

贈与を受けた財産の評価方法や贈与税の計算などで分からぬ点がありましたら、気軽に最寄りの税務相談室・税務署へお尋ねください。

贈与税の申告と納税

は、2月1日から3月15日までです。

贈与税は、個人からもらった現金・預貯金・有価証券・土地・家屋・事業用資産・貴金属・宝石・美術品などの合計額が、60万円を越えた部分についてかかります。

なお、夫婦の間で居住用不動産などの贈与があったときは、一定の要件を満たせば基礎控除60万円のほかに、配偶者控除として最高2000万円までが課税価格から差し引かれます。

この贈与税控除は、原則とし

て一生に一度しか受け取ることができません。

贈与税の納期限は申告期限と

同じ3月15日です。

ただし、贈与税額が10万円を超えて一時に納付できなきときは、担保を提供して5年内の年賦延納で納める制度があります。

贈与を受けた財産の評価方法や贈与税の計算などで分からぬ点がありましたら、気軽に最寄りの税務相談室・税務署へお尋ねください。

贈与税の申告と納税

は、2月1日から3月15日までです。

贈与税は、個人からもらった現金・預貯金・有価証券・土地・家屋・事業用資産・貴金属・宝石・美術品などの合計額が、60万円を越えた部分についてかかります。

なお、夫婦の間で居住用不動産などの贈与があったときは、一定の要件を満たせば基礎控除60万円のほかに、配偶者控除として最高2000万円までが課税価格から差し引かれます。

この贈与税控除は、原則とし

て一生に一度しか受け取ることができません。

贈与税の納期限は申告期限と

同じ3月15日です。

ただし、贈与税額が10万円を超えて一時に納付できなきときは、担保を提供して5年内の年賦延納で納める制度があります。

贈与を受けた財産の評価方法や贈与税の計算などで分からぬ点がありましたら、気軽に最寄りの税務相談室・税務署へお尋ねください。

贈与税の申告と納税

は、2月1日から3月15日までです。

贈与税は、個人からもらった現金・預貯金・有価証券・土地・家屋・事業用資産・貴金属・宝石・美術品などの合計額が、60万円を越えた部分についてかかります。

なお、夫婦の間で居住用不動産などの贈与があったときは、一定の要件を満たせば基礎控除60万円のほかに、配偶者控除として最高2000万円までが課税価格から差し引かれます。

この贈与税控除は、原則とし

て一生に一度しか受け取ることができません。

贈与税の納期限は申告期限と

同じ3月15日です。

ただし、贈与税額が10万円を超えて一時に納付できなきときは、担保を提供して5年内の年賦延納で納める制度があります。

贈与を受けた財産の評価方法や贈与税の計算などで分からぬ点がありましたら、気軽に最寄りの税務相談室・税務署へお尋ねください。

贈与税の申告と納税

は、2月1日から3月15日までです。

贈与税は、個人からもらった現金・預貯金・有価証券・土地・家屋・事業用資産・貴金属・宝石・美術品などの合計額が、60万円を越えた部分についてかかります。

なお、夫婦の間で居住用不動産などの贈与があったときは、一定の要件を満たせば基礎控除60万円のほかに、配偶者控除として最高2000万円までが課税価格から差し引かれます。

この贈与税控除は、原則とし

て一生に一度しか受け取ることができません。

贈与税の納期限は申告期限と

同じ3月15日です。

ただし、贈与税額が10万円を超えて一時に納付できなきときは、担保を提供して5年内の年賦延納で納める制度があります。

贈与を受けた財産の評価方法や贈与税の計算などで分からぬ点がありましたら、気軽に最寄りの税務相談室・税務署へお尋ねください。

贈与税の申告と納税

は、2月1日から3月15日までです。

贈与税は、個人からもらった現金・預貯金・有価証券・土地・家屋・事業用資産・貴金属・宝石・美術品などの合計額が、60万円を越えた部分についてかかります。

なお、夫婦の間で居住用不動産などの贈与があったときは、一定の要件を満たせば基礎控除60万円のほかに、配偶者控除として最高2000万円までが課税価格から差し引かれます。

この贈与税控除は、原則とし

て一生に一度しか受け取ることができません。

原 義一氏 御逝去



町特別功労者でありました元与板町議会議員原義一氏が12月20日に永眠されました。

昭和59年4月に叙勲五等双光旭日章を受けられ、今回、叙位正六位を授与されました。

つつしんでその御遺徳を偲び、心より哀悼の意を表します。

凍結・積雪道路での交通事故防止

冬期間は、深夜から早朝にかけて凍結道路でのスリップが原因の重大事故が発生する傾向にあります。

◎エンジンブレーキを活用!
雪の上ではタイヤと路面の摩擦係数は小さく、従つて、極めて滑りやすい状態となります。

◎足を落とすのは、アクセルをゆるめ、エンジンブレーキを活用してしまいます。フットブレーキはとくに禁物で、スピードを落とすのは、アクセルをゆるめ、エンジンブレーキを活用

こと、たちまちタイヤは空転を起します。フットブレーキはとくに禁物で、スピードを落とすのは、アクセルをゆるめ、エンジンブレーキを活用



労働基準法の政令改正に伴う労働時間制度の改正点(平成3年4月1日以降)

I 改正後の法定労働時間の枠組み

- 1 原則 1週44時間(現行 46時間)
- 2 猶予 平成5年3月31日まで1週46時間
(現行 平成3年3月31日まで48時間)
- 3 特例 1週48時間
(現行 48時間 但し、1~4人規模については、54時間)

4月から法定労働時間が週44時間に短縮されます。
◎平成3年4月1日から、法定労働時間が現行の週46時間から週44時間に短縮されます。

◎一定の規模・業種の事業場については、週44時間労働時間が猶予され、週46時間労働制となります。また、1週48時間の特例が適用される規

模・業種もあります。(左の表をご覧ください) 詳しくは、最寄りの労働基準監督署または新潟労働基準局へお尋ねください。

◎規模300人以下の事業場における年次有給休暇の最低付与日数が6日から8日に引き上げられます。

「週44時間労働制への移行」のお知らせ

平成3年各町内の委員長さんは次の方々です

(敬称略)

町内名	委員長	TEL	町内名	委員長	TEL
横原	山田久一	72-3832	下横町	中村伸一	72-3991
山沢	風間丈男	72-3688	五軒町	池田豊司	72-3887
倉谷	大橋貞次	72-3938	稻荷町	小林金太郎	72-2666
柳之町	斎藤秀雄	72-3471	原	池田房栄	72-2057
堤下	土肥政一	72-3550	馬場丁	丸山祐次郎	72-2350
横町	土田信郎	72-4248	泉丁	新井野義雄	72-3544
藏小路	佐々木正和	72-4238	長丁	岩下匡一	72-2792
上町	梶澤庄平	72-2336	下丁	山村稔	72-2425
安永町	水品春一	72-2260	本与板	田中繁	72-4333
船戸	浜田利一	72-2208	馬越	村奈幸栄	72-4029
中町	中島長一	72-3572	岩方	石黒芳夫	72-4388
堂前	田中八郎	72-2801	中田	佐藤利男	72-3704
中島町	皆川正之	72-2760	南中	倉品昭二	72-3762
南新町	大谷地松雄	72-2065	吉津	小林二郎	72-3719
中川岸	横田金一郎	72-2550	広野	山口弘	72-3648
北新町	山崎守男	72-2266	萬都	内藤元一	72-3620

平成3年度「減反」が配分されました

水田農業確立後期対策に係る当町の転作等面積、並びに事前売渡申込限度数量が先般、県を通じて次のように配分されました。

<配分数量について>

(単位:ヘクタール、玄米キログラム)

市町村	転作等面積	前年度 転作等面積	前年度 比	事前 売渡 申込限度数量
県計	33,170.0	33,170.0	0.0	539,390,000
与板町	118.9	118.4	+ 0.5	2,103,480 (35,058俵で 203俵の減)

<説明会開催についてのお知らせ>

他用途利用米数量、割当など、くわしいことにつきましては、農家組合長会議、並びに部落座談会等でご説明いたします。

——厳しい農業情勢の中ではありますが、農家の皆様のご理解とご協力により、その目標が円滑に達成出来ますようよろしくお願い申し上げます——

平成3年度

交通災害共済会員募集

▼加入できる人は……
共済期間中に与板町に住所のある人。ただし住所がなくても学生(勤労学生は除く)は加入できます。

▼会費は……
1人年額350円です。途中で加入の翌日から共済期間が始まります。

▼加入手続きは……
町内委員長さんを通じて申し込んでください。(中途加入は直接役場へ)

▼共済期間は……
平成3年4月1日から平成4年3月31日までの1年間です。途中で加入される場合は加入の翌日から共済期間が始まります。

▼見舞金の請求手続きは……
1年内で、起算して1年以内で、請求できます。
※用紙類は役場総務課にあります。

▼見舞金の請求期間は……
せん。請求できる交通災害を受けた日の翌日から起算して1年以内で、した場合は添えて請求してください。

寺泊老人ホーム

職員採用試験のお知らせ

1. 職種及び採用予定人員

- 寮母(父) 1名
- 用務員(男) 1名

2. 受験資格

- 長岡市、柄尾市、三島郡及び古志郡の各市町村に本籍又は住所を有する者
- 寮母(父)は、昭和46年4月1日以前に生まれた者で、介護福祉士免許又は社会福祉主任用資格を有する者及び取得見込みの者
- 用務員は、昭和46年4月1日以前に生まれた者

3. 受験手続

「受験申込書」により寺泊老人ホーム(〒940-25 三島郡寺泊町金山432)へ申し込んで下さい。

4. 受験申込受付期間

平成3年2月10日(日)から
平成3年2月20日(木)まで

5. 試験期日及び場所

- 期日 平成3年2月26日(火)
- 場所 寺泊老人ホーム

6. 採用予定年月日

平成3年4月1日

7. その他

- 「試験案内」及び「受験申込書」は寺泊老人ホームにあります。
- 不明の点は寺泊老人ホーム(☎ 0258-75-2038)へおたずね下さい。

与板保育園

育児講座のご案内

【お子さんとお母さんの楽しい遊びはいかが!】
おこたの中でもできる楽しい遊びです。気軽にご参加ください。

＜講習会＞

- とき 2月23日(土)
午後1時半~午後3時
ところ 与板保育園 午睡室
講師 レクリエーション協会
竹村チヨ子先生
用意する物 手ぬぐい、ハンカチ



お知らせ

第2土曜
閉庁

【2月】

日	月	火	水	木	金	土
●	●	●	●	●	1	2
3	4	5	6	7	8	9
10	11	12	13	14	15	16
17	18	19	20	21	22	23
24	25	26	27	28	●	●

第4土曜
閉庁

与板土木事務所より 臨時職員の募集について

与板土木事務所では、次のとおり臨時職員を募集しております。

1. 職種
道路補修作業補助員(普通作業)

2. 募集人員 1名

3. 期間

年間10ヶ月 1ヶ月21日勤務

4. 勤務時間

8時30分から5時15分まで

5. 休日

日曜日・祝日・毎月第2第4土曜日及び指定日

6. 給与 日給 5,650円

7. 年齢

おおむね60才まで男性の方

8. その他

社会保険・労働保険加入

ご希望の方は、下記までお問い合わせください。

新潟県与板土木事務所

(担当小島) ☎ 72-3181

供託制度100周年

ご存じですか、供託制度

新潟地方法務局

供託とは、例えば「地代・家賃を受け取ってもらえないときに、

これを国(供託所)に預けることによって地主・家主に支払ったと同様の効果が与えられる」というものです。

このほか、営業保証金の供託など各種ありますが、供託に関するご相談がございましたら、最寄りの供託所にお越し又はお尋ねください。

◎新潟地方法務局長岡支局
長岡市三和3丁目9番地1
☎ (0258) 33-5510
又は、新潟地方法務局の各支局で取り扱っています。
お気軽にどうぞ!

石川障害者職業訓練校 平成3年度 訓練生募集について

1. 募集科目

製版印刷科、一般事務科、トレース科、電子機器科、洋裁科(洋裁コース、縫製コース)、陶磁器科

2. 訓練期間

平成3年4月8日(月)～平成4年3月15日(金) 1年間

3. 応募資格

身体障害者手帳等の所持者

4. 願書の請求と提出先

長岡公共職業安定所

(☎ 32-1181)

長岡市中沢町字太田 500-1

5. 応募締切り

3月20日(但し、願書提出者により随時面接選考を行い定員になり次第締切り)

6. その他

詳細は石川障害者職業訓練校(☎ 0762 (48) 2235)または、長岡公共職業安定所へお問い合わせ下さい。

キャップを集めて車椅子を! 集めておりますぜひご協力を!

リハビリの会・ぬくみ会では、ジュースやビール缶のキャップを集めています。

与板町、三島町、和島村、寺泊町、出雲崎町の会員が力を合せて集め、車椅子を購入しようと頑張っております。ぜひ皆様方のご協力をお願いします。

リハビリ会場のてまり荘に、キヤップ入れの箱を用意しました。集められた方は、お手数でも直接持参下さるか下記のところへ連絡して下さい。

《連絡先》

・リハビリ訓練友の会
ぬくみ会会長 渡辺 弘
安永 TEL (72) 4263
・与板町役場 住民課
TEL (72) 3100

与板保育園に 入園を希望される方へ

先般、平成3年度与板保育園の入園申請受付を行いましたが、現在まだ定員に若干余裕がございます。昭和60年4月2日以降に生まれたお子様をお持ちで入園を希望される方は、役場住民課へ申請されるようご案内いたします。

なお、申請用紙は役場窓口または与板保育園にございます。

愛の献血

ありがとうございました

献血40回以上の功労者に与板町長より感謝状と記念品が贈られました。

*町長感謝状(40回以上)

・楳原 小川 光男 殿
・安永 横坂 正晴 殿
・広野 片桐 勝 殿

児童手当受給者の皆さんへ

2月期児童手当(平成2年10月～平成3年1月分)を、2月8日にご指定の金融機関へ振込みいたしましたのでご確認ください。

ひとり親家庭等医療費助成事業 についてのお知らせ(その2)

先月号に引き続いて、ひとり親家庭(母子・父子家庭)等の医療費助成事業についてお知らせします。

1. 申請に必要なもの

- ・印鑑
- ・医療保険証(組合員証)
- ・児童扶養手当を受給している方は手当証書

申請書は、役場住民課に備え付けてあります。なお、該当になると思われる家庭については今月中に用紙をお送りします。

2. 助成額

療養に要した費用額から一部負担金(外来1ヶ月800円、入院1日400円)を控除した額が助成されます。

3. 助成の方法

◎国民健康保険加入者

医療機関に受給者証と保険証を提示し、2による一部負担金を支払えばその他の支払いは必要ありません。

◎社会保険加入者

①医療機関に今まで通り自己負担額を支払い、「医療費助成申請書」に領収の証明をもらう。

②①の申請書を役場窓口へ提出して頂き、その金額から一部負担金を控除した額を助成いたします。

4. 所得制限について

この制度による所得制限は次の表のとおりです。

扶養親族の数	所得額
0人	1,913,000円
1人	2,263,000円
2人	2,613,000円
3人	2,963,000円
4人	3,313,000円
5人	3,663,000円

※1～9月までは前々年、それ以後は前年の所得になります。

ご不明の点は、役場住民課社会福祉係(☎ 72-3100 内線131)へおたずね下さい。

中国残留日本人孤児のための 特別身元引受け人の募集について

厚生省では、身元が判明しても近親の在日親族がない等特別の事情により、肉親による身元引受けができないため、永住帰国を希望しながら帰国できずにいる中国残留日本人孤児の帰国を促進するため、肉親に代って帰国手続きや帰国後の定着自立に必要な相談・助言を行なっていただく特別身元引受け人を募集しています。

1. 役割

特別事情判明孤児世帯の身元を肉親に代って引受け帰国手続を行うほか、孤児世帯の身近にあって日常生活上の諸問題の相談に応じ、自立更生に必要な助言・指導を行なうこと。

2. 資格

特別事情判明孤児世帯及び肉親の置かれている立場に理解を有し、特別事情判明孤児世帯が帰国した場合、日本社会に早期に定着するための指導に熱意をもって当ることができる。

3. 身元引受けの期間

中国帰国孤児定着促進センター退所後3年以内

4. 手当

月額 17,000円(2年度)

5. 身元引受けの決定方法

特別事情判明孤児と特別身元引受け登録者の双方の合意により厚生省援護局において決定する。なお、詳しいことについては下記あてお尋ね下さい。

新潟県民生部社会福祉課

援護恩給室
〒950 新潟市新光町4-1
TEL 025-285-5511(内線2481)

加工食品の 添加物表示が変わりました

いよいよ本年7月1日から新しい食品添加物表示が一斉に始まります。今回の改正は細部にわたっていますので、十分な検討が必要

です。保健所では、主として毎週木曜日をこの相談にあてます。

また、環境衛生相談室は、次の日をご利用下さい。(商工会2階)

・毎週月曜日・木曜日

午前10時～午後3時

相談にあたっては次の点に注意してください。

①どんな食品に

②どんな添加物を

③何の目的で

④どの位使う

かがわかるような資料を持参してください。できれば自分で表示しようとする見本を用意して来られれば相談時間が短くて済みます。

保健所の監視でも、依然として表示違反が見受けられます。この機会に、表示の総点検を行いましょう!

長岡保健所よりテレホン健康相談・ダイヤルサービスについて

《テレホン健康相談》

皆様からの電話による相談に医師・保健婦・栄養士などの専門家が、直接お答えするものです。

《テレホン健康相談実施時間》

・平日 午前8時30分～午後5時15分

・土曜日 (第2・第4土曜日除く) 午前8時30分～午後0時30分

《ダイヤルサービス予定表》

・2月12日～20日 栄養ワンポイント・アドバイス

・2月21日～2月28日 お母さん、おっぱいをあきらめないで

・3月1日～3月10日 食品添加物について

《ダイヤルサービス実施時間》

・平日 午後5時15分～

・土曜日 午後0時30分～

・日曜日・祝祭日・閉庁日(第2・第4土曜日) 終日

テレホン健康相談・ダイヤルサービスの電話番号は、☎ (0258) 34-4149です。